

国際決済におけるルーブル

—ソ連外国貿易省機関誌掲載論文—

ソ連および東欧諸国は経済相互援助会議（いわゆる COMECON）を通じて貿易、クレジット供与などの経済協力を進めているが、その決済方法に関してはほとんど知られていない。ここに紹介する論文（文中の見出しありは訳者による）は、ソ連外国貿易省の機関誌「外国貿易」（1961. No. 4）に掲載されたものである。自明の理の説明や多少難解な箇所もあり、またさらに解明してほしいところもあるが、社会主义諸国間の決済方法を概説したものとして参考になるものと思われる（注）。筆者エフ・ヴィストロフは、「教授」、「経済学博士」であり、国際通貨問題の権威である。

なお、ルーブルないし国際決済に関する調査局における既往の調査資料には次のものがある。

「ルーブルに対する交換性付与について」	調欧米情 No. 13 (34. 7. 3)
エフ・ヴィストロフ「社会主义諸国の国際決済機構」（翻訳）	調欧米資 No. 11 (35. 4. 20)
「ソ連のデノミネーション」	〃 No. 14 (35. 5. 25)
オ・アルトマン「ソ連の金とルーブル」（翻訳）	〃 No. 27 (35. 7. 27)
「ルーブルの平価切下げ」	〃 No. 38 (35. 12. 9)

1. ルーブルは1950年以降国際決済通貨に

ソ連の国際決済の大部分は現在ルーブルで行なわれている。まずソ連と社会主义諸国との決済やこれら各国相互間の決済はルーブル建である。通商・支払に関する社会主义諸国の政府間協定、クレジット供与協定、非商業支払に関する協定はすべてルーブル建で締結され、また社会主义諸国における国営貿易機関の間で協定される商品価格および支払価格もルーブルで表示されている。さらにこれら諸国の中央銀行相互間の清算およびクレジットに関する決済もルーブル建で行なわれている。

他方ルーブルは対外決済手段として、ソ連と社会主义以外の若干の諸国との決済にも使用される。ソ連とフィンランドとの貿易は、ソ連国立銀行（以下「ゴスバンク」と略称）とフィンランド銀行間のルーブル建の清算勘定によって行なわれており、またソ連とレバノンとの支払協定は、2国の通貨すなわちソ連・ルーブルとレバノン・ポンドとで表示する清算勘定の設定を規定している。またフィンランド、インド、セイロン、イエーメン、アラブ連合に対するソ連のクレジットもルーブルで表示されている。

第2次大戦まえまでルーブルは国際決済通貨と

してほとんど使用されたことがなく、ソ連と諸外国との決済は外国通貨（訳注1）で行なわれていた。しかし、戦後は社会主义市場の形成とともに、ルーブルは国際決済の通貨となったが、ルーブルがそのような役割を果たすようになったのは1950年以降のことである。すなわち、この年の3月1日からルーブルは金に基づき置くようになり（1ルーブルの金含有量は純金 0.222168 グラム）、ドルを基準とした対外レート（1ドル=5.3ルーブル）は廃止された。さらに、社会主义経済が強化され、ルーブルの安定性が大きくなり、その金含有量が引き上げられたため（1961年1月1日から純金 0.987412 グラム）、ルーブルの役割はいっそう高まり、国際決済通貨として広く使用できる条件が生まれたのである。

2. 国際決済の形態は清算勘定

ルーブルは国際決済通貨として、まず社会主义諸国間の貿易取引に関する決済に用いられており、その決済形態は清算勘定である。清算勘定には二つの形態があって、一つは貿易取引に、他の一つは非商業取引に適用されている。

国際決済方式として圧倒的に利用されているのは第1の形態である。これは中央銀行の開設する勘定であって、この勘定を通じて貿易取引決済が

（注）ただ国際決済といっても、主として社会主义諸国間のそれであり、資本主義国として対象となるのはフィンランドのみである。
（訳注1）英ポンドなど。東欧諸共産国は戦後成立。

行なわれ、一定期間経過後収支の相互清算が行なわれる。

この清算勘定に現われたルーブル建の金額は、国際市場（訳注2）価格を基礎として決定された価格に従って相互に供給された商品の価値を表わしたものである。たとえば、ソ連・ブルガリア清算勘定でソ連側が5百万ルーブルの受けとなっているとすれば、それは、ソ連がブルガリアに対し、国際価格に基づいた商品を上述の金額だけ供給したことと示すものである。この結果、清算勘定ではソ連側には貸残が、またブルガリア側には借残が記帳され、後者は清算協定の条件に応じて一定期間内に清算しなければならない。

社会主義諸国間の商品取引が国際市場価格を基礎として行なわれるということは、これら諸国間の貿易関係におけるルーブルの購買力が、ルーブルに含まれる金の購買力とほぼ一致するということである。いいかえれば、清算勘定1百万ルーブルをもって社会主義諸国では、国際市場において純金1トンで買うことのできるのとほぼ同量の商品を買い付けることができる（訳注3）。

3. 清算勘定残高は何に使用されるか

輸出入代金決済（クレジットによる供給分は除く、これには別個の勘定が設定されている）、技術援助の対価、運輸その他の外国貿易に付帯する代金支払などいっさいの対外取引に関する決済は、すべて清算勘定を通じて行なわれる。清算勘定のルーブル建の収支額は主として商品供給契約に基づく国営貿易機関間の決済によるものである。

清算勘定にルーブル残高を持つ国は、これを次の各項に使用することができる。

- (1) 清算勘定における債務国からの商品買付け代金の支払。
- (2) 第三国の清算勘定への振替え。すなわち、第三国から買い付けた商品代金の支払に充当する（これには債務国と第三国との合意を必要とする）。

(3) 多角的清算勘定への振替え。この勘定へ振り替えられた金額をもって、この清算勘定制度へ加盟している諸国の中から任意に商品を買付けることができる。

(4) 債権国が債務国内において支出を必要とする場合に、当該債務国通貨取得のため。

(5) 債務国もしくは第三国へのクレジット供与のため。

以上のことから明らかなように、ルーブルは社会主義諸国間の国際取引において、商品、サービス、対外決済手段の価値尺度としてだけでなく、それと同時に、購買手段として、また不完全ながら支払手段としての役割を果たしている。

4. 輸出入商品価格は国際市場価格が基礎

対外経済関係の重要な要素の一つは、輸出入商品についてその価格を決定することである。この価格は、社会主義諸国間の貿易においては国際市場価格を基礎としてルーブル建で決められる。だがこれは、国際市場において米ドル、英ポンド、その他の外貨で表示された各種商品の価格を単純にルーブル換算したものではない。

社会主義諸国間の貿易は、相互に供給の対象となる商品に公正で安定した価格を決定することから出発し、等価交換を基礎として行なわれる。これらの価格はそれぞれの商品の国際市場価格を基礎として関係国間の合意によって決定されるのであり、長期にわたって安定して改正されない。このことは、資本主義市場における価格が、社会主義諸国間の貿易に自動的に換算されるものではないということである。

同一商品に対し同時に異なる価格の存在する資本主義市場と違って、社会主義諸国間の貿易では、通常、一つの商品に対しては一つの価格が決定されている。同種の商品価格にわずかに開きがあるのは、主として運賃および商品の品質によるものである。

以上に述べた価格決定の原則は、社会主義諸国

（訳注2） ロンドン、ニューヨーク市場などをさす。

（訳注3） いま米国国際商品市場において某商品が35ドルだとすると、これは金換算で1オンスにあたる。他方ソ連においては金 0.987412 グラムが1ルーブル（すなわち1オンスが31.5ルーブルに相当）であるから、金を媒介とするルーブル価格は31.5ルーブルとなる。これを基礎として社会主義諸国間における当該商品のルーブル建価格を決定する意であると思われる。この場合、実際問題としては金とつながるルーブルの対米レート、すなわち1米ドル=0.9ルーブルを用いて35ドル=31.5ルーブルを算出することとなろう。

間の貿易を計画化するための確たる基礎となるものであり、また国際決済通貨としてのルーブルの購買力を安定させる重要な要素となっている。

5. 対外決済はルーブルで

社会主義諸国における中央銀行間のルーブル建の清算勘定決済は、関係国の中央銀行とその国営貿易機関との間の当該国通貨建決済と合致する。これらの決済は、清算勘定に記入されたルーブルを当該国営貿易機関の国の通貨に換算することによって（輸出取引の場合）、もしくは反対に、その国の通貨を清算勘定に記入されたルーブルに換算することによって（輸入取引の場合）行なわれる。これらの換算は公定レートによって行なわれる。たとえば、ルーマニアの輸入機関がソ連の輸出機関から1百万ルーブルの商品を買い付けた場合、ゴスバウクはこの金額を、ソ連・ルーマニア清算勘定にソ連の受として記入する。そしてソ連の輸出機関はゴスバウクから1百万ルーブルを取得する。ルーマニア国立銀行は、ソ連・ルーマニア清算勘定でソ連の受として記入された1百万ルーブルの等価を、自国の輸入機関から、ルーマニア・レイとルーブルとの現行レートに従ってレイで受け取る。

こうして人民民主主義諸国の通貨は、商品取引に関する対外決済には直接に参加することはないが、関係諸国における中央銀行と当該国営貿易機関との間の関係には介入する。逆にいえば、これら諸国の通貨が直接参加するのは対内決済に限られているわけである。したがって、人民民主主義諸国の通貨のルーブルに対するレートが変更されても、この国とソ連ないし他の社会主義諸国との対外決済自体には影響を及ぼさない。しかしながら、そのレート変更は、関係諸国における中央銀行と当該国営貿易機関との間の決済には影響する。たとえば、清算勘定でルーマニアがソ連に対し5百万ルーブルの債務があるとすると、ルーマニア・レイの対ルーブル・レートが変更になつても、この債務額は変わらないから、ルーマニアはその債務を返済するためソ連に対し国際市場価格を基礎とした価格で5百万ルーブル相当の商品を供給しなければならない。ただその場合、ルー

マニア国立銀行とルーマニアの国営貿易機関との間の決済だけがルーブルに対するレイの新レートで行なわれる。

6. 拡大しつつある非商業取引の決済分野

商品取引およびクレジットに関する決済とならんで、社会主義諸国間では、非商業取引に関する決済も広く行なわれている。

非商業決済に属するものは商品取引と直接関係のない各種の支払である。たとえば、外交および通商代表部の経費、出張費、報酬送金、見本市・祭典の設営費、年金支払、留学生送金、若干の金銭上の約定に関する支払、その他の支出があるのである。

社会主義諸国間の文化その他の諸関係が拡大するにつれて、これら諸国間の非商業決済の分野は広がりつつあるだけでなくその種類もふえている。

非商業決済も非商業支払勘定という、清算勘定を通じて行なわれる。ただしこの非商業支払勘定は、中央銀行に商品取引に関する清算勘定とは別個に設けられている。商品取引に関する決済が国際市場価格を基礎としてルーブル建で行なわれ、各国の通貨がこの決済に直接には参加しないことは、既述のとおりであるが、これに対して非商業決済の分野では、その支払が各国の国内価格に関するものであるので、これらの決済には当該国の通貨が使用される。非商業勘定は、その他の清算勘定と同様ルーブル建となっているが、このルーブルは当該国通貨に換算される。なぜなら、非商業支払は、当該国内でその国の通貨で行なわれるからである。たとえば、ソ連は、ポーランド駐在のソ連大使館および通商代表部の経費をまかなうために、非商業支払勘定に基づいて一定額のルーブルをポーランド国立銀行に送金し、ポーランド銀行はこれによってワルシャワにある上記ソ連機関にズロチを支払うのである。

商品取引に関する決済と違って、非商業取引の場合には、ルーブルに対するある国の通貨のレート変更は対外決済に直接変更をもたらす。というのは、この決済に際しては当該国の機関は、一定のレートに従って他の国の通貨を受け取るからで

ある。

7. ソ連国立銀行と外国貿易銀行との関係

ソ連の国際決済は、商品取引についても非商業取引についても、ゴスバングおよびソ連外国貿易銀行によって行なわれる。ゴスバングは、1937年1月7日付けのソ連共産党中央執行委員会およびソ連人民委員会議の決定によって、ソ連領土内で貨幣、地金、原鉱形態の金、銀、プラチナ、プラチナ属の金属の売買、外国通貨および外貨表示証券（手形、小切手、為替その他）の売買、外国有価証券（株券、債券、利札その他）の売買を行なう特権を付与されている。

ゴスバングおよび外国貿易銀行は、ソ連銀行の名義で国外に開設されているルーブル建の清算勘定およびその他の勘定に、ルーブルを自由かつ無制限に送金しており、ソ連の在外諸機関はこの勘定を通じて外国貿易およびその他の決済を行なっている。

8. ルーブル・レートの設定を必要とするとき

国際経済関係において外国通貨に対するルーブルのレートを設定する必要が生じるのは当然である。

すなわち、ゴスバングおよび外国貿易銀行とソ連の国営貿易機関およびその他の機関との間の決済において、銀行が外国通貨を買い入れ、その対価としてルーブルを支払う場合（主として輸出）、および銀行がルーブルの支払を受けてこれに相当する外国通貨を売却する場合（主として輸入代金の支払）がこれである。これには次の場合がある。

- (1) 社会主義諸国間の貿易およびソ連とフィンランドとの貿易において、国際市場価格に基づいたルーブル建で商品価格を決定する場合。
- (2) 外国通貨を、ルーブル建の清算勘定に換算する場合^(訳注4)。
- (3) 非商業取引に関して社会主義諸国間で決済する場合。すなわちこの場合には関係国における支出のために、非商業清算勘定に振り込まれ

ているルーブルを対価として当該国通貨の取得が必要となる。

- (4) 外国人およびソ連市民がゴスバングおよびソ連外国貿易銀行に外国通貨を売る場合、また逆に法律上の許可を受けて個人がこれらの銀行から外国通貨を買う場合。
- (5) ソ連以外の社会主義諸国における中央銀行と当該諸国の国営貿易機関との間で、社会主義諸国間の商品取引に関する決済を行なう場合。
- (6) フィンランド銀行が、ソ連との商品取引に関するフィンランド商社と決済を行なう場合。

9. 二本建レートから公定レート一本へ

外国通貨に対するルーブル・レートは、1950年3月1日から1960年12月31日までは、ルーブルの金含有量が純金0.222168グラムを基準として制定されていた。これによるルーブルの対米レートは1ドルが4ルーブルであった。また1957年4月1日以降、外国人旅行者から外国通貨を買い取る場合とその他の非商業支払については、150%未満のプレミアムが公定レートに付加されていた。

既述のように、1961年1月1日以降ルーブルの金含有量とその外国通貨に対するレートが引き上げられた。すなわち、ルーブルの金含有量は純金0.987412グラムと改定され、ゴスバングの金買入価格は純金1グラムに対し1ルーブルとされた。したがって、ルーブルの対米ドル・レートは1米ドルに対し90コペイカ^(訳注5)と定められたのである。ソ連閣僚会議はゴスバングに対し、ルーブルの金含有量の引上げに応じて米国以外の資本主義諸国の通貨に対してもルーブル・レートを引き上げることを委任し、またこれら諸国の通貨の金含有量が変更された場合、およびこれらの通貨の対外レートが変更された場合にも、これを考慮してルーブル・レートを改定することを委任した。

10. 新・旧レートの違い

- (1) 1961年1月1日以降ゴスバング設定の外国通貨に対するルーブル・レートを、旧レートと比較掲記すれば次表のとおりである。

(訳注4) 現在では、フィンランドのみ。

(訳注5) 0.9ルーブル。

(単位・ルーブル)

通貨の名称	1960年12月31日以前の旧レート		1961年1月1日以降の新レート	
	公定レート	非商業支払のためのプレミアム付きレート		
英ポンド・スターリング	1に対し	11.20	28.00*	2.51
エジプト・ポンド	1〃	11.52	28.80*	2.58
インド・ルピー	100〃	84.30	210.75*	18.89
イタリア・リラ	1,000〃	6.44	16.10	1.45
カナダ・ドル	1〃	4.10	10.25*	0.87
キューバ・ペソ	1〃	—	—	0.90
米ドル	1〃	4.00	10.00	0.90
フィンランド・マルカ	1,000〃	12.58	31.37	2.82
フランス・フラン	100〃	81.00	202.50	18.37
西ドイツ・マルク	100〃	95.24	238.10*	22.68
スイス・フラン	100〃	92.88	232.20*	20.86
日本円	1,000〃	11.14	27.85	2.51
アルバニア・レク	100〃	8.00	10.00	1.80
ブルガリア・レバ	100〃	58.82	112.36	13.23
ハンガリア・フォリント	100〃	34.10	71.43	7.67
東ドイツ・マルク	100〃	180.00	258.00	40.50
モンゴリア・トゥグリク	100〃	100.00	220.00	22.50
ポーランド・ズロチ	100〃	100.00	66.67	22.50
ルーマニア・レイ	100〃	66.67	103.09	15.00
チェコスロバキア・クロナ	100〃	55.56	86.20	12.50

(注)1. 5月22日の「祖国」(香港)によると、100人民幣=45新ルーブルであり、したがって1ルーブルは2.222人民幣となる。

従来の公定レートは2旧ルーブル=1人民幣であったが、いま1新ルーブルが4.444旧ルーブルとなった現在、この比から0.45新ルーブル=1人民幣が算出される。

なお、1961年7月1日のイズベスチャによれば、アジア3国的新レートは次のようである。

中国・元 100=45.00ルーブル

北ベトナム・ドン 100=30.60〃

北朝鮮・ウォン 100=74.93〃

2. *印は1961年7月1日のイズベスチャによる。

すなわち、ルーブルの金含有量と外国通貨に対するレートは、1961年1月1日以降旧公定レートの4.44倍方引き上げられたわけである。このことは外国通貨のルーブルに対するレートが77.5%方引き下げられたことを意味する。ルーブルの新レートを、1960年末まで公定レートと別個に存在していたプレミアム付きの旧レートと比較してみると、新レートはルーブルを切り上げたわけである(訳注6)。

ルーブルの新レート設定と同時に、非商業取引

について公定レートに付加されていたプレミアム制は廃止された。

(2) ただし、社会主义諸国に対する非商業支払についてのみ、1961年1月1日以降同時に次のように別個のレートが新設された。

通貨の名称	ルーブル
アルバニア・レク	100に対し 1.00
ブルガリア・レバ	100〃 11.24
ハンガリア・フォリント	100〃 7.14
東ドイツ・マルク	100〃 25.80
モンゴリア・トゥグリク	100〃 22.00
ポーランド・ズロチ	100〃 6.67
ルーマニア・レイ	100〃 10.31
チェコスロバキア・クロナ	100〃 8.62

ルーブルのレート変更は、資本主義諸国における通貨の対外レート変更の場合と異なり、外国にもソ連にも損害を及ぼすことはない。すなわち、ルーブル建決済を行なう諸国間の貿易においては、ルーブルに対する外国通貨のレートが77.5%方引き下げられると、輸出入商品のルーブル建価格がそれだけ引き下げられるにすぎないからである。

この措置の結果、商品輸出入量は変わることがないし、ソ連とルーブル建の決済を行なう国は一国もレート変更から損害をこうむることにならない。この事情は、ソ連の通貨の安定性と信認度を示している。このような条件のもとで、ソ連と他の社会主义諸国との経済関係の発展におけるルーブルの役割はいっそう大きくなり、国際決済におけるその意義は高まるのである。

資本主義諸国においては、とくに資本主義の矛盾がきわめて鋭くなっている現段階においては、これら諸国間の国際決済は不安定なものとなっている。このことは通貨の購買力の低下、国際収支の不均衡、為替相場の激しい変動などに現われている。

これらの矛盾は資本主義制度に固有のものであって、社会主义諸国相互の関係には存在せず、その国際決済は計画化された社会主义経済にささえられて安定している。

(訳注6) 非商業支払のためのプレミアム付きレート旧1ドル=10ルーブルは、ソ連が1961年1月1日以降ルーブルについて140のデノミネーションを行なった結果、1ドル=1ルーブルとなる筋合いであったが、新レートでは1ドル=0.9ルーブルと設定されたからである。